2　法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一～四の二　［略］

五　金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六　［略］

3　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一～三の二　［略］

四　前項第五号に掲げる容器　票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ　［略］

ロ　第一項第二号及び第三号に掲げる事項

ハ　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、ロに掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号　R）

(イ)　圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器（記号　V1）

(ロ)　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号　V2）

(ハ)　ライナーの最小破裂圧力が最高充塡圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（記号　V3）

(ニ)　プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号　V4）

2　法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一～四の二　［略］

五　金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六　［略］

3　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一～三の二　［略］

四　前項第五号に掲げる容器　票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びハに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したものを容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ　［略］

ロ　第一項第二号から第四号の三まで、第五号及び第六号に掲げる事項。ただし、同項第四号の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器である場合にあつてはＶ4、同項第四号の二の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器である場合にあつてはＶH4、同項第四号の三の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器である場合にあつてはＴH4と表示するものとする。

［新設］